

監督指導による賃金不払残業の是正結果

- 平成22年度は約3億円 -

岐阜労働局(局長 矢部 憲一)は、平成22年4月から平成23年3月までの1年間に、県下7労働基準監督署において賃金不払残業(所定労働時間外に労働の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせること。いわゆる「サービス残業」)を行わせていたとして是正を指導した事案について、次のとおり取りまとめた。

1 対象事案

平成22年4月から平成23年3月までの間(以下「平成22年度」という。)に、定期監督及び労働者からの申告等に基づく監督指導を行い、賃金不払残業を行わせていた企業に対し、労働基準法第37条(時間外、休日及び深夜労働に係る割増賃金)違反として是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金の支払が行われたもののうち、1企業当たりの割増賃金の支払額が合計100万円以上となったもの。

2 割増賃金の是正支払の状況(別添1参照)

是正企業数は46企業、対象労働者数は4,053人、支払われた割増賃金の合計額は3億33万円である。

企業平均では653万円、労働者平均では7万4,000円である。

企業数では製造業(18社)、商業(10社)、建設業、運輸交通業及びその他の事業(各4社)という順であり、対象労働者数ではその他の事業(1,432人)が最も多くなっている。

また、是正支払の金額ではその他の事業(1億1,597万円)が最も高額となっている。

平成21年度と比較すると、企業数はプラス19社(平成21年度27社)、対象労働者数はプラス2,250人(同1,803人)、支払額はマイナス2,577万円(同3億2,610万円)となり、企業数及び対象労働者数は大幅に増加したが、是正支払額は微減となった。

当局においては、あらゆる監督指導において労働時間の適正化、過重労働防止対策を重点課題としており、その効果が一定表われているものの、是正支払額が1,000万円を超える事案も3件あるなど依然として問題は解消されていないものと分析している。

今後においても指導の強化を図り、重大・悪質事案については司法処分も含め厳しい態度で臨むこととしている。

3 賃金不払残業の是正指導事例

- (1) 労働時間の管理は自己申告制で行われていたが、機械記録等と突合したところ乖離が認められ、監督実施日前日までの記録を行っている労働者がほとんどいないなど自己申告制も機能していない状況であり、労働時間を適正に把握していなかったもの(事業場側は労働基準監督署の指導を受け、社内調査を実施した結果、不払となっていた時間外手当約1億円を支払った。 その他の事業)。
- (2) 労働時間管理はIDカードで行われており、就業週報・就業月報が自動的に作成されるシステムとなっていたが、就業月報に「実残業」の欄を設け管理者の判断で実労働時間のカットを行っていたもの(事業場側は労働基準監督署の指導を受け、不払となっていた時間外手当約1,600万円を支払った。 製造業)。
- (3) 労働時間管理はICカードリーダーで行われていたが、カードリーダーを打刻、退社したように偽装しその後も時間外労働を行わせていたもの(事業場側は労働基準監督署の指導を受け、不払となっていた時間外手当約200万円を支払った。 製造業)。

4 賃金不払残業の解消、長時間労働の抑制等に向けた重点的な取組の実施

当県における労働時間の現状をみると、依然として長時間労働の実態があり、過重労働による脳・心臓疾患などの健康障害も発生していること、また、上記2のとおり割増賃金の支払に関し、労働基準法違反として是正を指導した事業場も少なからず認められる状況にあることから、当局では、賃金不払残業の解消及び長時間労働の抑制等に向け、次のような取組を推進する。

(1)「労働時間適正化キャンペーン」の実施(別添2参照)

県下7労働基準監督署においては、今後とも重点的に監督指導を実施する。また、この11月を「労働時間適正化キャンペーン」として、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」及び「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知等に努め、賃金不払残業の解消、長時間労働の抑制等を図る。

インターネット(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>)により、労働時間に関する情報を受け付ける。

(2)「はつらつ職場づくり推進会議」の開催

「労働時間適正化キャンペーン」期間中の11月24日(木)には、労使団体及び関係機関の参加による当県独自の取組である「はつらつ職場づくり推進会議」を開催し、労働時間管理の適正化、過重労働による健康障害防止等について気運の醸成を図る。

(3)長時間労働の抑制等に向けた使用者団体等に対する協力要請の実施

(2)の会議において、当局幹部から、当県内の主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業、労働組合において賃金不払残業の解消、長時間労働の抑制等に向けた積極的な取組が行われるよう、協力を要請する。

割増賃金の是正支払状況（1企業当たり100万円以上）

業種	企業数	対象労働者数	割増賃金支払額（万円）
製造業	18	848	7,713
鉱業	0	0	0
建設業	4	63	1,886
運輸交通業	4	126	1,242
商業	10	1,437	6,017
金融広告業	2	54	659
保健衛生業	1	61	161
接客娯楽業	3	32	758
その他の事業	4	1,432	11,597
計	46	4,053	30,033
		1企業平均	653
		1労働者平均	7

対象事案は、平成22年度に、定期監督及び申告等に基づく監督において割増賃金の不払いに係る指導の結果、合計100万円以上の割増賃金の支払いがなされたもの。

監督指導による賃金不払残業の是正結果の推移(100万円以上)

年度	事業場数	対象労働者数	割増賃金支払額(万円)
平成15年度	38	6,443	32,072
平成16年度	36	1,897	18,212
平成17年度	33	4,069	26,130
平成18年度	44	986	25,188
平成19年度	54	3,124	51,408
平成20年度	49	2,798	20,181
平成21年度	27	1,803	32,610
平成22年度	46	4,053	30,033

